

「(仮称) 那覇市こども計画策定業務」委託仕様書

1 委託業務名

那覇市こども計画策定業務

2 目的

令和5年4月に施行されたこども基本法（以下、「法」という。）第10条2項に基づき、令和7年度から11年度までを計画期間とする、「(仮称) 那覇市こども計画」及び「第3期那覇市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。令和5年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査、子どもの生活状況調査をはじめとしたアンケート調査等で得られた調査結果を基に、現状と課題の整理を実施し、計画策定の支援を行うことを目的とする。

「(仮称) 那覇市こども計画」については、こども基本法に基づき「少子化対策計画」、「子ども・若者計画（既に制定済）」、「子どもの貧困対策計画」を含むものとし、「第3期那覇市子ども・子育て支援事業計画」においては、第2期計画に倣い「次世代育成支援行動計画」を包含するものとする。

3 委託期間

契約締結日から2025年(令和7年)3月31日までとする。

4 こども計画策定に係る業務内容

(1) こども計画の策定

法をもとに、令和5年度に実施したニーズ調査の結果やこども大綱等を踏まえた、(仮称) 那覇市こども計画等を以下のアからエのとおり作成する。また、策定にあたっては、(2)から(6)の内容も反映すること。

ア 計画等骨子、素案の作成

イ 計画等素案の補修正、原稿レイアウトや表現方法等の編集を行う。

※計画等素案の作成は、令和6年度 前半を目処とする。

ウ 計画等素案の補修正

エ 計画書の原稿レイアウトや表現方法等の編集を行う。

(2) こどもの意見聴取及び意見反映に関する取組支援

法第11条及びこども大綱並びにこども家庭庁が令和6年2月19日から3月6日までパブリックコメントを実施し、第1版としてまとめられた「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（案）～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」に基づき、こどもの意見やアイデアを広く聴取するための地域別ワークショップの取組（行政区別各1回以上）を企画・運営し、次期計画に反映すること。

なお、取組の企画等については、令和5年度に実施したニーズ調査結果等を踏まえるとともに、聴取のみを目的とせず、こどもの社会参画につながる学びや体験に資するものであること。また、こどもだけでなく、子育て当事者等関係者からの意見も聴取し、反映させること。

取組等の企画にあたり、テーマ及びその設定趣旨・背景、こどもの意見を引き出すための工夫・方策、聴取した意見の整理・分析・利活用方法・こどもへのフィードバック等を市へ適宜報告すること。

なお、取組等の企画に必要なコンテンツ（例：意見聴取用 Web サイト等）は、受託者にて用意すること。

(3) 追加調査の実施について

令和5年度に実施したニーズ調査結果等を踏まえ、計画策定において、新たに追加調査が必要な場合は、本市と連携し、実施方法について協議すること。

(4) パブリックコメントの実施支援

（仮称）那覇市こども計画案に関して那覇市が実施するパブリックコメントについて、意見に対する回答素案の作成等の支援を行うこと。

(5) 会議への参加・資料作成等

2024年（令和6年）度で開催される「那覇市こども政策審議会」（4回程度開催）、「那覇市こどものみらい応援プロジェクト推進事業ネットワーク会議」（2回程度開催）、「那覇市こどものみらい応援プロジェクト庁内推進会議」（2回程度開催）、「検討部会及び作業部会」（各3回程度開催）のうち、2回程度の参加支援（会議への参加、必要な会議資料の作成、議事録作成）を行うこと。なお、成果品の完成前で計画策定業務実施の途中であっても、求める会議において必要があると判断された場合は、その時点での進捗状況の報告とともに資料提供を行う。

(6) 次期計画書等の効果的な制作・広報

次期計画書等について、こどもを含むすべての市民に広く伝わる親しみやすいデザイン・レイアウトで作成するとともに、だれもが理解できるような工夫や効果的な手段を講じること。

広報手段についても同様に広く伝わる効果的な情報発信手段、コンテンツ等を提案すること。

5 子ども・子育て支援事業計画策定に係る業務内容

(1) 調査結果に基づく必要なサービスとその量の整理・分析等

ア 令和5年度に実施したニーズ調査結果を踏まえた教育・保育提供区の検討

イ 就学前児童の教育・保育の「量の見込み」の検討

ウ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の検討

エ 市独自の調査項目を追加してニーズ調査が行われていた場合、その結果としてイ及びウ以外の事業が必要とされたときの「量の見込み」の検討

オ ア～エの「量の見込み」の検討に基づく「確保方策」の検討

(2) 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定

本市におけるニーズ調査結果を基に子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」の一部の項目を取り入れた次世代育成支援行動計画を策定する。

ア 現状及び課題の整理

2023年（令和5年）度実施したニーズ調査結果等を基に、子ども・子育て支援に係る現状の分析及び課題の整理を行う。

イ 必要量に対応する確保方策の検討

ニーズ調査結果等に基づき、設定区域ごとの幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援事業についての確保方策を検討する。

ウ 事業計画案の策定支援

ア、イの結果、次世代育成支援行動計画と一体となった子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき、計画案を補修正する。

エ 那覇市次世代育成支援行動計画における必要な項目を取り入れるための支援

次世代育成支援行動計画の策定にあたっては、「那覇市次世代育成支援行動計画」として必要な項目を協議し、那覇市子ども政策審議会の意見を聴取のうえ決定するため、その支援を行う。

(3) 追加調査の実施について

令和5年度に実施したニーズ調査結果等を踏まえ、計画策定において、新たに追加調査が必要な場合は、本市と連携し、実施方法について協議すること。

(4) パブリックコメントの実施支援

第3期子ども・子育て支援事業計画案に関して那覇市が実施するパブリックコメントについて、意見に対する回答素案の作成等の支援を行うこと。

(5) 会議への参加・資料作成等

2024年（令和6年）度開催される「那覇市子ども政策審議会」（4回程度開催）、「検討部会及び作業部会（各2回程度開催）」のうち、2回程度の参加支援（会議への参加、必要な会議資料の作成、議事録作成）を行うこと。なお、成果品の完成前で計画策定業務実施の途中であっても、これらの会議において必要があると判断された場合は、その時点での進捗状況の報告とともに資料提供を行う。

※なお、参加支援については、4(5)との同一開催の場合においては、それぞれに1回支援を行ったものとカウントする。

6 成果品

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) (仮称) 那覇市子ども計画（A4版、表紙4色、本文1色） | 100部 |
| (2) 子ども・子育て支援事業計画書（A4版、表紙4色、本文1色） | 100部 |
| (3) (仮称) 那覇市子ども計画概要版リーフレット | 150部 |
| (4) 子ども・子育て支援事業計画書の概要版リーフレット | 150部 |

- (5) 収集データ、概要版データ等を収録した電子ファイル 一式
- (6) その他成果品の具体的内容、電子媒体のデータ形式等は、市と協議のうえ決定する。
- (7) 納品場所は、那覇市こどもみらい部こども政策課とする。

7 作業の進捗状況

受託者は本事業に関する責任者を任命し、その進捗状況を管理するとともに、市の求めに応じて進捗報告を行うものとする

また、市との意見交換などを定期的に行なうこと。本業務に関する打ち合わせ等は、市の会議室又はオンライン等で実施し、受託者が議事録を作成すること。

8 資料の貸与

市は、業務の遂行上必要な資料で、市が所有しているものについてはこれを貸与する。

9 その他

(1) 完了報告書の提出

受託者は、各年度の業務完了後、業務完了報告書を提出するものとする。

(2) 委託料の請求及び支払い

前金払いは行わない。

(3) 記載外の事項

- ① 国、沖縄県の子ども・子育て会議及び那覇市のこども政策審議会の審議における決定事項により、業務内容及びスケジュールが修正される可能性がある。
- ② 当委託によって生じる著作権及び成果品の帰属については、すべて那覇市とする。
- ③ 業務の詳細・日程等の管理については、市と十分な打ち合わせを行うこと。
- ④ 業務に関連して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- ⑤ 個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、及び「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。
- ⑥ 国が示す最新の情報等に基づき業務を遂行すること。
- ⑦ 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において、無償で訂正を行うものとする。
- ⑧ 業務の実施にあたっては、関係法令（例：労働基準法、最低賃金法）を順守すること。
- ⑨ 仕様書に定める複数業務については、業務効率化のため、統合、同時実施等を行って差し支えない、ただし、市と協議のうえ、承認を得て実施すること。
- ⑩ 本説明書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、市と協議のうえ、決定すること。
- ⑪ 業務の実施の際には、募集時の配付資料におけるニーズ調査結果の他、回答の個票を提供するものとする。それらを踏まえ、事業実施すること。